令和5年1月３１日

|  |
| --- |
| 書面による『第２回秋田交通圏タクシー地域協議会』の開催について |

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成２１年法律第６４号）の規定に基づき、『秋田交通圏タクシー地域協議会』を令和５年3月１６日（木）に開催いたしますのでお知らせします。

新たに協議会の構成員として参加を希望される方は、令和５年２月１４日（火）までに、別添申込書にご記入のうえ FAX にてお申し出下さい。

なお、開催方法につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 書面開催とさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

記

1. 日　時 令和５年３月１６日（木）　※ 書面開催予定
2. 議　題（予定）

（１）特定地域への指定について

（２）公定幅運賃の範囲の変更について

（３）その他

※議題は案となっており変更の場合がございます。

|  |
| --- |
| 秋田交通圏タクシー地域協議会設置要綱（抜粋）改正：令和３年３月１７日第４条第３項協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。ただし、第５条第１４項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。第５条第１４項会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。 |

《問い合わせ先》

|  |
| --- |
| 【秋田交通圏タクシー地域協議会 事務局】〒010－0962　秋田市八橋大畑二丁目12番53号一般社団法人秋田県ハイヤー協会 内　　　　　佐　藤　武　彦　　　　　　　電　 　話：018-864-1351　　　　　　　ファックス：018-864-1353E-mail：info@hirekyokai-akita.or.jp |

秋田交通圏タクシー地域協議会

事務局 　あて

FAX：018-864-1353

申出書

* 秋田交通圏タクシー地域協議会の構成員として参画を申し出ます。
1. 申出年月日 令和５年　 月　 日
2.
3. 申出者の住所
4. 申出者の所属
* 該当する所属欄に◯をつけてください。

・タクシー事業者

・タクシー事業者団体等

・タクシー運転者の所属する労働組合等

・その他 （　　　　　　　　　　　 ）

1. 所属先の事業所名又は団体名
2. 所属先の住所
3. 所属先の電話番号

※個人情報の取り扱いについては、この協議会開催以外の目的には使用しません